

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2012.7. Vol.29

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『代償分割を伴う遺産分割案件』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『三人の石切り工の昔話』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



上井草の法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

「銚立さんをお願いする場合、どこまでが無料でどこからが有料なの？」「お願いした場合のおおよその費用は？」という職員の方々からの疑問にお答えすべく準備を進めていた当事務所のパンフレットがようやく完成しました！

「ご相談の流れ」と「主要業務の料金表」で構成されているシンプルな内容のパンフレットです。

今月から来月にかけて、順次、営業店を回ってお配りする予定です。ぜひこのパンフレットをご活用して、顧客サービスの更なる向上にお役立てください！



★ぜひ営業店の皆様で「」回覧ください。

<サポート事例>

『代償分割を伴う遺産分割案件』

生涯独身で子供がいない方に相続が発生した場合、その方の両親も亡くなっていれば、法定相続人はその方の兄弟姉妹になります。

本案件では、お亡くなりになった二男様が遺された財産は、自宅と預金。長男は、今も続いている両親の相続税支払いを理由に2分の1の相続分を希望、長女は、自宅を換金化し、全財産を3分の1ずつ等分に分けることを希望、三男は、亡くなった二男との生前の約束通り自宅のみを相続することを希望されていました。今回当事務所では、相反する各相続人の希望を調整し、代償分割を伴う遺産分割手続きのお手伝いをさせていただきます。

以下、お客様の声と職員様の声をご紹介します。

■「テキパキと動いてくれました。話がまとまって本当に良かったです」(代償分割を伴う遺産分割手続き 杉並区 自動車整備業 N.S様 64歳)

—どのようなことでお困りだったのですか？

はじめは兄弟だけで話をつけて、自分(三男)で登記をやろうと思って動いていました。ところが、兄弟の考え方が皆違って、收拾がつかなくなってしまいました。

—何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

親父のときの相続で、依頼した経理士さんが土地

つづき↓

<サポート事例>

の評価を間違っ後から追徴がきたことがあって、専門家に対しては、人によってそんなに違うのか、という印象を持っていました。亡くなった二男のメインバンクだった信用金庫の支店長に「誰か頼りになる人はいないか」と相談したところ、「誠実でいい人がいる、仕事にも慣れている」と銚立さんを紹介してもらいました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

テキパキと動いてくれました。話がまとまって本当に良かったです。大変お世話になりました。

■「感情をときほぐしながら問題解決をする必要がある案件でした」(杉並区 信用金庫支店長代理

H.F 様 40 歳)

——なぜ当事務所を活用しようと思ったのですか？

案件の内容が、単に作業を依頼するような案件ではなく、感情をときほぐしながら問題解決をする必要がある案件でした。銚立先生なら、ニュースレターの事例を読んでいて、色々やってくれそうだと思いご連絡をしました。

——実際に当事務所の機能をご活用されてみていかがでしたか？

お客様に喜んでいただけて良かったです。時間をかけて相続人間を調整していただくなど、骨を折っていただきありがとうございました。

<相談業務引き出しメモ>

『三人の石切り工の昔話』

先日、取引先の信用金庫様が主催されている若手経営者向けの勉強会に参加してきました。

テーマは、「人が育つ会社はこうして作る」。今回は、講師の方が話をされていた『三人の石切り工の昔話』をご紹介します。

「三人の石切り工の昔話がある。何をしているかと聞かれたとき、第一の男は「これで暮らしを立てている」と答えた。第二の男は手を休めず「国中で一番上手な石切りの仕事をしているのさ」と答えた。第三の男は目を輝かせ、夢見心地で空を見上げながら「大寺院を作っているのさ」と答えた」

この話、いわゆる「従業員の仕事に対する意識」の例え話として、またピーター・F・ドラッカーの名著『マネジメント』に登場する有名な例え話としてご存知の方も多いのではないのでしょうか？

例え話に出てくる第一の男は「自分の食い扶持」、第二の男は「自分の仕事」にフォーカスして答えているのに対し、第三の男は「組織の目的」にフォーカスして答えています。

言わんとすることは、個々の従業員の仕事の成果を組織の成果に結びつけて考える、ということ。

取引先の経営者と話をする際、「第三の男のような従業員を育てている会社は強いでしょうね」と、この例え話を話題にされてはいかがでしょう。

<編集後記>

自分の会社の設立日が決まりました。今月 7/30 (月) を予定しています。この日は「大安」でもあるのですが、星回りのにも、「流行や人の思惑に左右されるような薄っぺらな価値観ではなく、現在・過去・未来のいずれにもつうじるような普遍的思想を求める」ことに縁のある日だそうです。今までとやることはそんなに変わらないのですが、新たな気持ちでスタートしたいと思います。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様 (入管手続)

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!



行政書士

銚立榮一郎事務所

HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立 事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』

無料進呈中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。